

「国立市子ども基本条例」

国立市子ども家庭部児童青少年課



令和7年3月20日号市報

<ポイント>

1. 条例制定の経緯とプロセス
2. 子どもの権利について
3. 条例の内容について

1. 条例制定の経緯とプロセス

- ・ 国立市子ども総合計画
- ・ 子どもをとりまく課題の複雑化



- ・ 子どもたちとの対話



条例の制定へ

2. 子どもの権利について

① 条約の4つの原則

1. 命を守られて
成長できること

2. 子どもにとって
最もよいこと

3. 差別の禁止

4. 意見を表明できること

国立市子ども基本条例は、「子どもの権利条約」（正式名称：児童の権利に関する条約）を基本としています。

② 子どもの権利の考え方

1. 子どもは権利の主体

ただ守られるだけではなく、「子どももひとりの人間として権利を持っている」という考え

2. 子どもの権利は「人権」と同じ

「人権」は義務と引きかえに与えられるものではなく、また、何かをしない取りあげられるものではない。

③ なぜ、「子どもの権利」が必要か

1. 大人が保障しなければ権利が守られない

子どもは成長する途中なので大人が保障したりサポートをする必要がある

2. 子ども豊かな成長のため

子ども時代に必要な成長が得られるような環境を整えるのは大人の役割

3. 「国立市子ども基本条例」の 内容について

子ども基本条例の内容

前文

第1章 総則

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

第2章 子どもの権利

第5章 権利侵害の相談・救済

第3章 子どもの権利の保障

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

令和7年度の取り組み

・周知

研修会、学校への出張授業

子ども向けのパンフレット（やさしい版）作製

・子ども権利の日イベント

